

自己点検事項

◇ 病棟薬剤業務実施加算 2 (A244)

(1) 病棟薬剤業務実施加算1に係る届出を行っている。 ( 適 ・ 否 )

(2) 病棟薬剤業務を行う専任の薬剤師が当該加算を算定する治療室に配置されている。 ( 適 ・ 否 )

(3) 当該保険医療機関において、治療室専任の薬剤師による病棟薬剤業務の直近1か月の実施時間が合算して1週間につき20時間相当に満たない治療室がない。 ( 適 ・ 否 )

(4) 病棟薬剤業務の実施時間には、薬剤管理指導料及び退院時薬剤情報管理指導料算定のための業務に要する時間は含まれていない。 ( 適 ・ 否 )

(5) 医薬品情報管理室が、治療室専任の薬剤師を通じて、次の(6)のアからウまでに掲げる情報を積極的に収集し、評価するとともに、一元的に管理し、当該情報及びその評価した結果について、有効に活用されるよう分かりやすく工夫した上で、関係する医療従事者に速やかに周知している。 ( 適 ・ 否 )

ア 当該保険医療機関における医薬品の投薬及び注射の状況(使用患者数、使用量、投与日数等を含む。)

イ 当該保険医療機関において発生した医薬品に係る副作用、ヒヤリハット、インシデント等の情報

ウ 公的機関、医薬品製造販売業者、卸売販売業者、学術誌、医療機関外の医療従事者等外部から入手した医薬品の有効性、安全性、品質、ヒヤリハット、インシデント等の情報(後発医薬品に関するこれらの情報も含む。)

(6) 治療室専任の薬剤師と医薬品情報管理室の薬剤師が必要に応じカンファレンス等を行い、各治療室での問題点等の情報を共有するとともに、各薬剤師が病棟薬剤業務を実施するにつき必要な情報が提供されている。 ( 適 ・ 否 )

点検に必要な書類等 ・ 病棟薬剤業務日誌

医療機関コード  
保険医療機関名